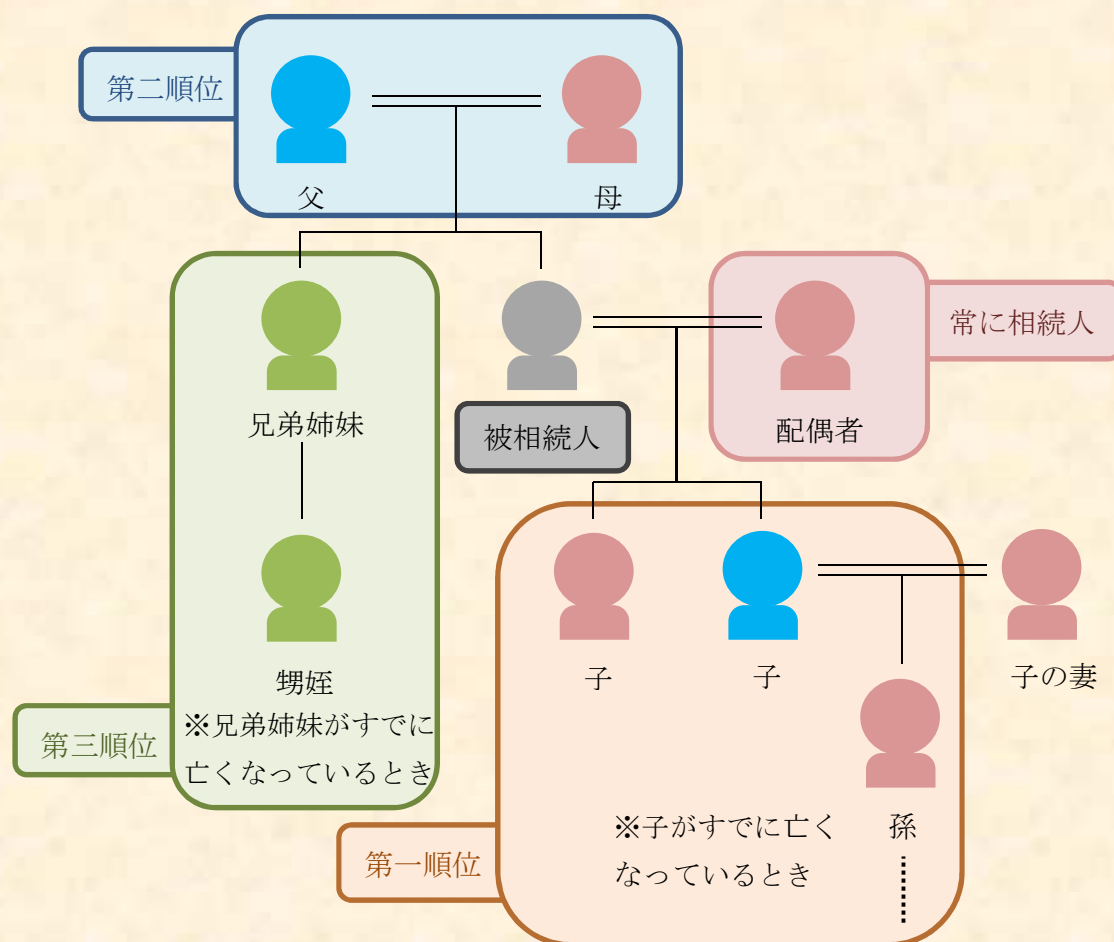


法定相続順位（民法 887 条、889 条、890 条）

下記の図に該当する人全員が相続の対象となるわけではなく優先順位が決まっております、その優先順位に沿って該当した人が、相続人となります。

具体的に、お父様が亡くなった場合、お母様（配偶者）とそのお子様（第一順位）が相続の対象となります。第一順位がいなければ第二順位、第二順位がいなければ第三順位となります。

また、第四順位はなく、相続人がいない場合は国庫に帰属されます。（民法 959 条）



法定相続分（民法 900 条）

相続順位	血縁相続	血縁相続人の相続分	配偶者の相続分
第一順位	子	1 / 2	1 / 2
第二順位	直系尊属（父、母）	1 / 3	2 / 3
第三順位	兄弟姉妹	1 / 4	3 / 4

※上記は原則的なもので、遺言書やその他諸事情により変わることがあります。